

44, 8, 27(水)

第2 / 回宇宙開発委員会定例会議議事次第

1. 昭和45年度予算要求の見積りについて
2. 日独協力問題について
3. 日米協力に関する日本国政府の文書のとり扱いについて

配分資料

- 委2 / 一 / 昭和45年度における宇宙開発関係経費の  
見積りについて
- 委2 / 一 / 2 日独宇宙開発協力について

日独宇宙開発協力について

44.8.27.

宇宙開発委員会

また上記の協力テーマを具体化するため、今後日独間において  
早急に打合せを行なうものとする。

1. 経緯

(1) 1968年9月に来日した、西独科学研究大臣と科学技術  
庁長官との間の共同コミュニケにおいて宇宙開発に関する両  
国の協力の可能性について検討する意図がある旨表明された。

(別紙 1)

(2) 1969年3月在日西独大使館から外務省への口上書によ  
り上記コミュニケに基づく宇宙開発に関する両国の協力に適  
するテーマとして5項目が提案された。(別紙 2)

2. 今後の進め方

(1) 上記の提案に対し、わが国としては、日独間における宇宙  
開発に関する協力は、研究開発の効率化および国際友好の推  
進の観点から有効であると考えられるので、今後これを推進  
していくこととする。

(2) 当面、日独の宇宙開発協力を進めるため、宇宙開発に関す  
る政策および技術に関する情報の交換、研究者、技術者の交  
流などを行なうほか、人工衛星追跡に関する協力、宇宙科学  
技術に関する共同研究等についても検討を進めるものとする。

日本国鍋島国務大臣兼科学技術庁長官とドイツ連邦共和国シュトルテンベルク科学研究大臣との会談にさいしての共同コミュニケ

昭和43年9月19日

鍋島科学技術庁長官の招きにより、ドイツ連邦共和国シュトルテンベルク科学研究大臣はドイツ科学研究省高官を伴い、昭和43年9月14日から23日にわたって日本を訪問した。

この訪問中、シュトルテンベルク大臣は、佐藤総理大臣、石井衆議院議長、椎名通商産業大臣兼外務大臣代理ならびに倉内外務政務次官を訪問した。

シュトルテンベルク大臣は又、東京大学付属研究所を訪問し、大河内東京大学総長と会談した。

シュトルテンベルク大臣はさらに日本原子力産業会談と、双方の関心事につき討議を行なうとともに、民間企業の研究所および工場を訪問した。さらに、科学技術会議、原子力委員会、宇宙開発委員会の各委員とそれぞれ意見の交換を行なった。

鍋島長官とシュトルテンベルク大臣は、その会談において科学技術分野における諸問題につき意見を交換し、この分野における協力関係の促進につき討議した。

会談は和かで友好的な雰囲気が進められ、両大臣は科学技術の進歩のために協力を強化することの重要性を認識し、とくに下記の諸問題が討議された。

1. 両大臣は原子力平和利用の分野における協力を促進することが有益であり、かつ望ましいことを確認し、原子力研究センター間における基礎的研究計画およびその他核燃料確保のための長期政策、エネルギー需要に適合する各種原子炉システムの最適利用等の相互に関心ある事項に関する情報交換を容易にしかつ強化する意図を表明した。
2. 両大臣は両国が宇宙開発の促進に多大の努力を払っていることを認め、

情報なかんづく長期計画に関する情報交換を行なうとともに、この分野におけるより密接なる協力の可能性について検討することの共通の意図のあることを明らかにした。

3. 両大臣は、両国が海洋科学技術について大きな関心をいただいていることに鑑み、この分野における情報および専門家の交換を通じての協力の可能性を検討する意図を表明した。
4. 両大臣は入手可能なあらゆる科学技術情報を利用することの重要性について合意し、両国の科学技術分野における中心的な情報機関間の協力を拡充強化することが必要であることを強調した。
5. 科学技術の諸分野における両国の協力を展望し、発展させるために、両大臣は適当な時期に再び会談することに同意した。次回の会談はシュトルテンベルク大臣の招きにより、ドイツ連邦共和国において開催されることとなる。

(訳 文)

1 A 6

口 上 書

ドイツ連邦共和国大使館は外務省に敬意を表し、且つ1968年9月に連邦科学研究相ドクトル・シトルテンベルクの訪日の際、鍋島科学技術庁長官殿との会談で合意に達した宇宙飛行研究・開発促進の部門に於ける意見の交換に関連して連邦科学研究相が共同作業に基本的に適合すると思考する題目範囲の1提案表を同封を以て呈上する光栄を有する。

事情によつては可能な共同の企画を更に具体化するためには日・独専門家の詳細な口頭による会談が必要である。

大使館は日本側に於かれてそれ以上の又はその他の主題を考慮せられるか又は細目に亘る問題に関し口頭による討論を行われる御用意ありやを御通報下さるよう要請する。

大使館はこの機会に外務省に対し深甚なる敬意を地明する。

東京。1969年3月11日

List of Proposals  
concerning possible subject of coordination in the field  
of Space Research Development

---

- 1) Cooperation between Japanese Government institutes and the Institute for Satellite Electronics of the Deutsche Forschungsanstalt für Luft- und Raumfahrt (DFVLR) in the fields of
  - Instrumentation of scientific payloads for high-altitude-research-rockets and research-satellites,
  - Telemetry, new coding-methods,
  - Language-compression.
- 2) Cooperation between Japanese Government institutes and the Institute of flight control of the DFVLR in the fields of
  - Telemetry
  - Information-reduction
  - Inertial techniques.
- 3) In the Federal Republic Research- and Development activities in the field of Electronics and other equipment are being realized by private industry. It would be interesting and mutually useful to have an exchange of ideas and thoughts between the German and the Japanese promotion programs concerning these industrial research activities with the aim to give incentives for an exchange of know-how.
- 4) For the execution of Satellite projects, especially the control of Satellites in their flight orbits, one needs a worldwide ground organization. For this purpose the Federal Republic has established, in the first instance with regard to the AMNH-project, the Central Station of the German Ground Station System in Weilheim, the Control Center in Oberpfaffenhofen, and has at its disposal further stations for receiving Real-Time-Telemetry information in Churchill/Canada, Nevo/Finland, and Reykjavik/Iceland. All installations are scheduled to be operational by autumn 1969. Moreover, the two SAC-stations in Fairbanks (Alaska) and Ny Alesund (Spitzbergen) will be used. Furthermore, for deep space missions the 100 meter radio tele-

scope of the Max-Planck-Gesellschaft will be available for data reception. This radio telescope is under construction in the Effel region and scheduled to be ready by 1970/71. For future projects it could turn out necessary and useful to establish or use Real-Time-Telemetry-Stations for example also in Japan. The Federal Ministry of Scientific Research would appreciate to be informed

- whether Japan would be interested to use German Stations for the execution of Japanese Satellite or Deep-Space-Research Projects
- whether Japan would be interested in an exchange of experience with regard to the establishment and operation of ground operational installations.

9) In the field of Propulsion Systems a cooperation seems to be possible in the near future on the subject of high energy liquid fuel rockets. The Federal Ministry of Scientific Research would appreciate to receive an outline of the Japanese program in this field in order to be enabled to better judge the potentialities of cooperation in this field.

日独間の宇宙開発に関して協力の可能性のあるテーマについての関係機関の意見

(1) 科学技術庁宇宙開発推進本部

- 人工衛星の追跡所の共同使用および追跡技術の研究開発に関する協力
- 衛星の開発に関する技術者の交流

(2) 科学技術庁航空宇宙技術研究所

次のテーマについて技術協力、留学生の派遣および技術者の交換を推進したい。

- 飛しょう体の運動特性と衛星の打上げ経路の解析に関する研究
- 固体ロケットの二次噴射等推力方向制御の研究
- ジンバルエンジンによる姿勢制御の研究
- 誘導用センサー、誘導制御等の研究
- 衛星の誘導制御および姿勢制御の研究
- 固体推進の粘弾性の研究
- 固体ロケットエンジンの燃焼中断の研究
- 超高空、超低温等の環境下におけるロケット潤滑の研究
- 電気推進ロケットに関する研究

(3) 東大宇宙航空研究所

次のテーマについて、技術協力の可能性がある。

- ベイロードに関する研究
- 遠隔測定に関する研究

(4) 通産省、運輸省、郵政省、建設省

日独協力の趣旨については、異論ないが、当面当方から積極的に協力を希望するテーマはないので、具体的な協力のテーマについては、今後、研究開発の進展に応じ検討を進めていきたい。

# 委21-~~1~~<sup>3</sup>

## 第20回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

1 日時 昭和44年8月20日(水) 午前10時~12時  
午後5時~7時

2 場所 科学技術庁第2会議室

3 議題 (1) 前回議事要旨の確認  
(2) 昭和45年度各省庁宇宙開発関係経費の  
ヒアリング

### 4 出席者

委員長代理	山 県 昌 夫
委員	関 義 長
"	大 野 勝 三

### 関係行政機関職員

科学技術庁研究調整局長	石 川 晃 夫
" " 宇宙開発参事官	加 藤 博 男
文部省大学学術局審議官(代理:大学学術局学術課)	鈴 木 喬
東京大学宇宙航空研究所教授	斎 藤 成 文
通商産業省重工業局次長(代理:重工業局航空機武器課)	渡 辺 正
気象庁総務部長(代理:気象研究所総務部研究業務課)	中 村 繁
郵政省電波監理局審議官(代理:電波監理局技術調査課)	金 田 秀 夫

郵政省電波監理局無線通信部長	大 塚 次 郎
電波研究所衛星研究開発部長	平 井 正 一
建設大臣官房技術参事官(代理:大臣官房技術調査室)	中 村 六 郎

### 5 配布資料

委20-1 第17回および第19回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

委20-2 昭和45年度宇宙開発関係経費の概算要求(案)  
郵政省

委20-3 昭和45年度宇宙開発関係経費の概算要求(案)  
科学技術庁

委20-4 昭和45年度宇宙開発関係経費の概算要求(案)  
文部省(東京大学)

### 6 議 要 旨

(1) 議事要旨の確認

「第17回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」および「第20回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」が確認された。

(2) 昭和45年度宇宙開発関係経費のヒアリング

(1) 「昭和45年度宇宙開発関係経費の概算要求(案)文部省」につき東京大学宇宙航空研究所斎藤教授から説明ののち、委員の質問に対し次のような補足説明があつた。

(i) 「昭和44年度宇宙開発関係経費の見積り方針および概算要求概要」(昭和43年11月20日委員会決定)で定められた第2号科学衛星の打上げは査定の結果認められなかつたので今回再び予算要求を行なうこととした。

(ii) 宇宙科学分野における宇宙開発については、今後とも技術導入の必要性はないと考えている。

なお、外国製品の輸入については、ジャイロのみを輸入しているが、これも近い将来国産品でまかなえることとなるろう。

(iii) 年次計画で整備を進めている試験機等には計画途中でも一部使用できるものと計画終了後でなければ使用できないものがある。

前者には 軌道予測の装置などがあり、後者には 科学衛星トラッキング装置などがある。

(iv) ラムダ型ロケットで衛星を打ち上げる計画は今のところないが、観測項目によつては できるだけ早急に打ち上げることが必要で 小型の衛星でも差し支えないものもあるので、宇宙科学研究者の中にはラムダ型ロケットでも打ち上げられる小型衛星の開発を要請する声があることは事実である。

(v) 第1号科学衛星には、予備衛星があるが、第2号以降の衛星には予備衛星はない。

これは、観測の要請が膨大であつて、予備を作るよりも新たな衛星をと考えたからである。

(vi) 「昭和45年度宇宙開発関係経費の概算要求案」(科学技術庁)につき、科学技術庁研究調整局宇宙開発課園山課長および宇宙企画課堀之北課長から説明ののち委員の質問に対し次のような説明があつた。

(i) 航空宇宙技術研究所で行なう研究はNロケットの開発はできるだけ自主技術で行ないたいという考え方からNロケットを目標とするものが大部分である。

なお、このうちQロケットの開発に間に合うものは、Qロケットの開発に反映させたいが、間に合わなければ技術導入することとなるろう。

(ii) 「昭和45年度宇宙開発関係経費の概算要求案」(郵政省)につき、郵政省電波研究所 衛星研究開発部平井部長から説明ののち委員の質問に対し、次のような説明があつた。

(前年度に引き継ぎ)

○ 実験用静止通信衛星の研究については、昭和45年度以降

郵政省、日本電信電話公社、日本放送協会および国際電信電話株式会社の四者が分担して基礎研究に着手することとしている。  
(モ・行なう)

昭和46年度以降昭和48年度までにプロトタイプ、フライトタイプの設計、製作を進めていきたいと考えている。

宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力  
に関する交換公文の附属書Dの日本国政府の文書  
(statement)の取扱いについて (案)

(2) 宇宙開発事業団は、附属書の技術等を輸入しようとするときは、局長に対し、文書の交付願(様式第1)を提出するものとする。

44. 8. 27

科学技術庁研究調整局

宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力  
に関する交換公文の附属書(以下「附属書」という。)Dの日本  
国政府の文書(statement)(以下「文書」という。)の交付手続  
は下記のとおりとする。

(3) 国の機関または宇宙開発事業団(以下「機関等」という。)との間でロケットまたは人工衛星に関する研究・製作等の委託契約を締結した会社(以下「会社」という。)が附属書の技術等を輸入しようとするときは、当該会社は、あらかじめ当該機関等の承認を受けたうえ、局長に対し、文書の交付願(様式第1)を提出するものとする。

記

1. 文書の交付の依頼等

(1) 国の機関は、附属書の技術または機器(以下「技術等」という。)を輸入しようとするときは、科学技術  
庁研究調整局長(以下「局長」という。)に対し、文書の  
交付方を依頼するものとする。

2. 文書の交付  
(1) 局長は、前項の交付依頼または交付願が  
ある場合には、文書(様式第2)を交付するものとする。  
ただし、交付依頼または交付願にしたがって文書を交  
付することが「適当でない」と認めるときは、あらかじめ

当該機関等と連絡調整のうえ、処理すべしとする。なお、  
当該技術等の輸入について、政府の許可、認可、輸入

割当等を必要とするときは、その文書の交付は、当該  
許可等が行われた後に行なうものとする。

### 3. 機関等への連絡

才1項(3)の交付原に對して文書の交付を行つた

場合には、局長はすみやかに当該文書の写しを当該機  
関等へ送付すべしとする。

### 4. 文書の米国の会社への送付

文書の交付を受けた者は、当該文書を当該技術

等を供給しようとする米国の会社に送付すべしとする。